平成２５年（フ）第１００５号
愛知県津島市城山町１丁目189番地
破産者　有限会社ジュリアエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２８０号
京都市山科区竹鼻西ノ口町73番地
破産者　株式会社松平建設
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４５８号
大阪府東大阪市川俣１丁目19番26号
破産者　奈良谷口株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５５４号
大阪府八尾市空港１丁目164番地
破産者　株式会社互大
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９３号
大阪府摂津市鶴野３丁目８番16号
破産者　有限会社太田塗装
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０９４号
大阪市北区兎我野町15番13号ミユキビル
破産者　株式会社ドリーム・エクスプレス
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８７１号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番12号
破産者　光伸建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１６８号
神戸市長田区大谷町３丁目14番48号
破産者　有限会社松田塗装工業所
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１号
鳥取県鳥取市秋里1078―１、住民票上の住所
鳥取県鳥取市河原町佐貫903番地
破産者　中山　明保
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
岡山県新見市長屋349番地の１
破産者　有限会社小林鈑金塗装
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２４年（フ）第８４７号
広島市安佐北区安佐町久地字城下260番地
破産者　広島ヤブサ株式会社
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７７号
熊本市南区田井島２丁目９番５号
破産者　株式会社ニチガイ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
岩手県上閉伊郡大槌町末広町４番29号
破産者　有限会社富士水道土木
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1042番地
破産者　山﨑　友江
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1042番地
破産者　山﨑　隆徳
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１６号
東京都あきる野市瀬戸岡419番地３
破産者　山口　徳之
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４０４号
山梨県北杜市小淵沢町10117番地５、住民票上の住所東京都八王子市南陽台１丁目19番５号
破産者　波里　圭子
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２３号
東京都西東京市東町２丁目10番13―101号
破産者　佐々木絵里佳
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１７号
横浜市中区翁町１丁目３番地10
破産者　有限会社コスモセキュリティサービス
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７２８号
東京都町田市原町田６丁目18番地13サニーサイドビル３Ｆ
破産者　有限会社ＢＥＬＬＢ
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５６号
神奈川県藤沢市藤沢831番地の17
破産者　株式会社ヒロ・設備設計
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部